

2026 年 8 月 10 日

建設業団体 各位

国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課

令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う建設業法等上の特例措置等について（通知）

日頃より国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号）に基づき、8 月 7 日付けで公布・施行された令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 2 6 0 号）、同日付け国土交通省告示第 1 0 3 7 号及び同日付け法務省・国土交通省告示第 2 号に基づき、許可等の有効期間の延長に関する措置及び期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設業法、建設リサイクル法、浄化槽法、ストックヤード運営事業者登録規程及び建設機械抵当法における特例措置の内容および留意点を別添のとおり通知いたしますので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

○添付資料（5 点）

- 通知【①建設業法】令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について
- 通知【②建設リサイクル法】令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の特例措置等について
- 通知【③浄化槽法】令和 8 年熊本地震の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について
- 通知【④ストックヤード運営事業者登録規程】令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴うストックヤード運営事業者登録規程上の特例措置等について
- 通知【⑤建設機械抵当法】令和 8 年能登半島地震の発生に伴う建設機械抵当法上の特例措置等について

以上